

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

(1) (株)オグラ

沿革

大正4年(1915年) 樺太・真岡(現サハリン・ホルムスク)において
丸亀小倉亀月堂として創業

昭和25年(1950年) (株)丸亀小倉商店として法人化

昭和57年(1982年) 社名を(株)オグラに変更

昭和62年(1987年) 本社を札幌に移転

資本金・株式(平成16年9月30日現在)

イ) 資本金

70百万円

ロ) 発行済株式

普通株式 700,000株(未公開)

ハ) 主要株主(持株比率)

(株)オグラ	61.00%
小倉義朗	7.10%
小倉義孝	7.10%

本社・事業所

イ) 本 社

北海道札幌市白石区流通センター6丁目4番22号

ロ) 主要事業所

旭川営業部	旭川市東鷹栖四線
道南営業部	苫小牧市日の出町
函館営業部	上磯郡上磯町追分
青森営業部	青森県青森市柳川
盛岡営業部	岩手県盛岡市流通センター北
札幌西物流センター	石狩市新港西

経営者

代表取締役 小倉 義孝

従業員の状況

151名（平成16年12月末日現在）

(2) (株)オグラの子会社企業

(株)サンケイ：旭川物流センター施設を(株)オグラへ賃貸している。

(有)オグラ北見店：休眠会社

(株)信和：休眠会社

(株)ミズタニ：休眠会社

2 事業の概要

対象事業者は北海道内で菓子卸売業として営業を展開している道内シェア第2位の企業である。メーカー数百社から極めて多品目にわたる商品を仕入れ、大手スーパー、コンビニエンスストアを始めとした数千社にのぼる取引先へ販売しており、北海道内の菓子流通業界において重要な役割を担っている。

3 財務内容

	2004年3月期	(単位：百万円)
売上高	22,082	
営業利益	208	
経常利益	173	
当期純利益	277	
借入金総額	5,794	

4 主要債権者

北洋銀行 等

第2 支援申込みに至った経緯

対象事業者は、北海道内で菓子卸売業として営業を展開し、道内シェア2位と相応のプレゼンスを確保している。

しかしながら、流通業界の構造変化に伴い物流・商流上の負担が増加する環境下において、取引先の破綻等に伴い発生した回収不能な債権や、東北地方への事業進出の際の投資失敗等により、財務的にも過剰債務を抱え窮境に至り、自力による再建は困難な状況に陥った。このような状況の下、対象事業者及び北洋銀行は、過剰債務を解消するとともに、スポンサーである(株)菱食による信用補完、同グループ内のインフラ・ノウハウの活用

よる事業強化・再構築等の実行により、早期の事業再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1) 仕入・販売政策の見直し

(株)菱食の信用力と仕入れ・販売ルートを最大限に活用し、商品調達力の向上、販路の拡大、並びに原価率の低減を図る。

(2) 物流体制の再構築

苫小牧物流センターについては2005年度中に撤退し、同センターにおける物流業務は札幌西物流センターへ集約する。これにより、賃料等の固定費負担と在庫負担の軽減が見込まれる。

(3) システムの刷新

(株)菱食グループの情報システムの活用により、メーカーへの販売動向データの提供、小売への販売支援体制等を強化し、他社との差別化を強化する。

(4) 財務面の改善

(株)菱食グループへの営業譲渡により(株)菱食の100%子会社となるため、グループ内での低金利による資金調達が可能となる。

2 企業再編（ストラクチャー）

菓子卸事業を新会社（受皿会社）へ営業譲渡した後、臨時株主総会において解散決議を行い、その後特別清算手続きを進める。新会社は、スポンサーである(株)菱食が新設する100%子会社を予定している。

3 金融支援の概要

約31億円の金融支援（債権放棄）を要請する。

第4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、有形固定資産回転率が5%以上向上し、且つ従業員一人当たり付加価値額が6%以上向上する。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることになる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回る。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、対象事業者の収益力は大幅に改善し、健全な財政状態となり、元本返済・金利負担能力においても問題は発生しないことが見込まれているため、リファイナンスされる可能性は高いと判断される。

5 過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の実施により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第15条により「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者には労働組合は存在しないが、今後直ちに従業員と協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

経営者の責任を明確にするため、対象事業者の取締役は役員退職慰労金請求権を全額放棄するとともに、清算事務遂行に最低限必要な者を残し速やかに退任する。いずれの取締役も、新会社において役員に就任することはない。

第6 株主の責任

対象事業者は、新会社への営業譲渡後、速やかに清算または特別清算手続をとる。それにより対象事業者の株主が残余財産の分配を受けることはない。

以上